

# 構造改革特区に関する厚生労働省の考え方

平成14年10月2日  
厚生労働省

## 1 構造改革特区推進に関する基本的考え方

- ・ 人の生命・身体や、雇用・労働に関する最低基準や最低限度の保障は全国一律が望ましい。
- ・ しかし、高度先進医療の推進や、地域における福祉サービス・雇用サービスの質の向上に資するものについては、現在検討要請をいただいている地方公共団体等からの提案も踏まえ、真摯に検討。

## 2 地方公共団体等からの提案に対する検討状況

### 特区として対応する方向で考えている事項

- ・ 県立の農業大学校に無料職業紹介事業を認める（埼玉県）

法改正事項（職業安定法）（1項目）

- ・ 県の条例で定める農業大学校が、届出により無料職業紹介事業を行うことを可能とする。

- ・ 保健機能食品の許可・承認にかかる試験検査実施主体の拡充（大阪市）

法改正事項（栄養改善法、健康増進法）（2項目）

- ・ 保健機能食品の特別用途表示の許可に必要な試験について、公平・中立性が適切に確保され、高度で、かつ信頼性のある検査技術を有する機関が実施することを可能とする。

- ・ 社会保険労務士の業務の拡大（足立区）

法改正事項（社会保険労務士法）（2項目）

- ・ ジョブ・エージェント（個人の就職や労働条件の変更、退職等の契約やそれに係る労使紛争の代理等を行う）として認定された社会保険労務士の業務として、雇用契約の締結、変更及び終了の代理の業務を追加する。

- ・ 児童養護施設・肢体不自由児施設等の調理業務を担う者の外部からの派遣の容認（熊本県、足立区）

省令改正事項（2項目）

- ・ 被虐待児や障害児に対するきめ細かな配慮が行われるような条件を付した上で、児童養護施設及び肢体不自由児施設等において、調理業務を担う者の外部から施設内への派遣を可能とする。

- ・ 高齢者、身体障害者、知的障害者及び障害児に係るデイサービス事業の相互利用の容認。人員配置、構造設備要件等の弾力的運営（熊本県）

通達事項（3項目）

- ・ 介護保険法による指定通所介護事業所を知的障害者が利用することを認める。また、県内の障害児関係施設の技術的支援を受けることを条件に、老人等のデイサービス事業所での障害児の受け入れを可能とする。

- ・ キャリア形成促進助成金の弾力的運用（長浜市）

運用事項（2項目）

- ・ キャリア形成促進助成金の申請に当たり、地域の特色をいかした独自の計画的な人材育成事業を行う地方自治体については、無償で行うこと等を条件に、当該事業に参加する事業主に代わって地方自治体が申請することを可能とする。

- ・ 島しょ部の市町村において、求人又は求職の申し込みを公共職業安定所に取り次ぐ業務等を行えるようにする（愛媛県）

運用事項（1項目）

- ・ 島しょ部の市町村については、当該地域の交通事情を踏まえ、公共職業安定所への取り次ぎ業務等を行えるものとする。

- ・ 官民連携による職業紹介サービス等のワンストップ提供（足立区）

法改正事項を含め検討

- ・ 地方自治体が提供する施設内で、ハローワーク、民間職業紹介事業者及び地方自治体が、職業相談、職業紹介サービス等をワンストップで提供。

## 特区として対応困難な事項

- ・労働派遣事業に関する対象業務の拡大、派遣期間の延長(大阪府等16件)
- ・企画業務型裁量労働制の対象事業場・業務の拡大、導入手続の簡素化(墨田区、大阪府)
- ・有期労働契約の期間の延長(新潟県等4件)
- ・無料職業紹介事業の対象を地方自治体に拡大(群馬県等9件)

### 特区として対応できない理由

- ・労働者の生命、健康、生活や労働条件を守る雇用・労働に関する規制は、国民に最低限必要なセーフティーネットとして、全国一律に適用すべき。
- ・規制緩和した結果、労働者の生命、健康、生活や労働条件が損なわれた場合には、取り返しがつかないため、上記の事項については、現在、労働政策審議会において、労働者保護の観点も含め検討しているところであり、今後、迅速に結論をとりまとめ、全国ベースの規制改革をすべく、法案の提出等所要の措置を講ずる予定。

- ・株式会社の医療参入(医療法人財団河北総合病院等3件)

### 特区として対応できない理由

- ・株式会社は、利潤を最大化して株主に配当することを目的とするものであり、収益性の高い部分にのみ集中し、コストのかかる患者の敬遠、無理な合理化による医療の質の低下、安易な医療機関の休廃止等の問題を生ずるおそれがある。

- ・温泉療法への公的医療保険の適用等(福島市等4件)

### 特区として対応できない理由

- ・医療保険を適用する場合には、当該技術が科学的に確立された治療法であることが前提であるが、温泉療法については、現時点では、科学的に有効性や安全性が確立された治療法とは言えない。

なお、温泉利用型健康増進施設については新たな普及版の認定要件について、別途検討中。

・医療機関の広告規制の撤廃（医療法人鉄蕪会亀田総合病院）

特区として対応できない理由

- ・医療については、医療提供者と患者との間に情報の非対称性があり、こうした中で、患者の保護を図るためには、一定の広告規制は必要。なお、医師の専門性、手術件数、治療方法等の患者の選択に資する事項についての広告規制については、本年4月に大幅な緩和を実施。

・幼保一元化（東海村等11件）

特区として対応できない理由

- ・保育所と幼稚園については、地域における子供や家庭のニーズに応じる観点からそれぞれの制度の中で整備充実を図るべき。なお、こうした観点から、施設や資格要件に係る連携の強化を図ってきているところである。

・特別養護老人ホーム設置法人の規制の緩和（足立区、奈良県）

特区として対応できない理由

- ・特別養護老人ホームは、在宅での生活が困難な高齢者で、寝たきりや痴呆など常時介護が必要な者の生活全般を支える入所施設であり、こうした者の保護を図るためには、その経営主体は自治体及び良質な介護サービスを長期間安定した形で提供し続ける保証のある社会福祉法人に限定すべきである。

等

## 全国的に対応することとしている事項

これらについては、一定の要件に該当すれば地域を限定せず全国で対応すべき事項。

高度先進医療の実施について特定療養費制度の対象となる「特定承認保険医療機関」の要件の緩和（神戸市等3件） 【15年度中実施】

病床数制限の例外となる高度先進医療に係る病床などの「特定病床等の特例」に関する要件の緩和（神戸市等3件） 【14年度中実施】

外国人医師が医師免許を持たなくとも医療行為が可能な「臨床修練制度」の要件緩和（神戸市等14件） 【14年度中実施】

医師主導の治験制度の導入（未承認の薬剤等の使用を含む）（福島県、東大病院） 【薬剤は15年度、器具機械は17年度】

幼稚園教諭と保育士の資格の同時取得を容易にする措置の実施（東海村等8件） 【15年度検討・結論（一部14年度中実施）】

ボイラー等の製造時等検査の簡略化（岩手県） 【14年度中実施】  
等

## 現行規定により既に実現できる事項等

外国人向け専門サービス業（医師）の外国人への開放（宮城県等6件）

医療機関の広告規制の緩和（医療法人財団河北総合病院等2件）

地域型在宅介護支援センターの総合化（熊本県）

高度職業訓練を行う専任指導員の必置要件の緩和（熊本県）

等